

令和5年度事業報告

序

今年元日に発生した令和6年能登半島地震では、死者・行方不明者数 284 名、負傷者数 1,300 名を超える甚大な被害が発生した（令和6年7月1日現在、内閣府非常災害対策本部）。また、3 万戸に近い住居建物が全半壊し、上下水道をはじめとするライフラインや道路が各地で寸断されるなど広域的な被害が発生し、地理的要因もあって被災者の救援活動やその後の復興に向けた取組にも多大な影響が生じている。

また、令和2年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和5年5月より5類感染症に位置付けられたものの、その後も感染力は継続しており予断は許さない状況にある。

海外では、令和4年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻からすでに2年半が経過したものの、未だに収束の目途は見えていない。また、昨年10月には中東ガザ地区での武力衝突が発生し、8カ月が経過した現在でも戦闘が継続し多くの犠牲者が出ている。世界的に食料や資源・エネルギー等の高騰も継続しており、我々の日常生活や経済活動にも大きく影響を及ぼしている。

このような社会的リスクが拡大するなか、社会課題の解決をミッションとする弊所では令和3年4月に設立した「医療・防災産業創生協議会」による国民の生命を守るための新たな産業創生に向けて、令和5年度には道の駅猪苗代における高付加価値コンテナのデモを開催するなど具体的なプロジェクトへの取組を進めた。また、令和6年能登半島地震の被災者支援においては、協力企業と連携して1月下旬より七尾市鶴浦町に風呂用コンテナ（自衛隊仕様に準拠）を設置して被災者支援の取組を実施した。

また、ジェロントロジー推進機構における教育事業として、令和6年3月から、2050年の「未来圏の日本」を創り上げる企業経営人材の養成をめざし、「プロジェクト・エンジニアリング力」の養成、「課題解決型のインテリジェンス・ネットワーク」の形成を主眼に、多様な主体の協力を得て経営創造型未来圏人材養成事業を開始するとともに、引き続き下記に示す重要テーマ等に係る調査研究・研修事業を実施した。

I. 調査研究

1. 経済分野

経済分野に関しては、マクロ経済学・ミクロ経済学・経済学理論、計量経済、産業組織、経済政策、地域経済政策、開発経済政策等の広範な領域に関する調査研究を実施してきているが、近年は行動経済学等の心理学と経済学とを融合した新たな経済理論や昨今の新たな動向としてのシェアリングエコノミーに関する調査研究についても取り組んでいる。また、従来の経済学でとらえられてきた労働生産性とは異なり、労働の質的側面に焦点を当て、生産性を捉える手法の検討にも取り組んでいる。さらに、新興国や移行国等における開発経済政策や貿易拡大政策に関する調査研究を行っている。

2. 産業分野

産業・企業分野に関しては、製造業・サービス業・卸小売り等の産業問題をはじめ、中小企業問題がかかえる販路開拓、製品開発等の問題領域を中心に据えて調査研究を実施してきたが、近年はSDGsやESG投資など企業の新たな社会的役割に関する調査研究及び関連するコンサルティング業務、農業・漁業の生産・流通、これら産業の市場動向をにらんだ企業経営等、我が国のかかえる一次産業の課題解決や海外展開に向けた輸出促進戦略、インバウンド増大に伴う観光産業やサービス産業の高度化・高付加価値化、中小・ベンチャー企業の持続可能性等に資する調査研究にも取り組んでいる。さらに、令和3年4月には「医療・防災産業創生協議会」設立説明会を開催し、国民の生命を守るための新たな産業創生に向けた取り組みを開始している。

令和5年度は、こうした研究基盤に基づき下記の事業に取り組んだ。

- ・医療・防災産業創生協議会関連業務（自主研究）
- ・都市型農業創生推進機構関連業務（自主研究）
- ・令和6年版観光白書に関する調査分析業務（観光庁）
- ・レコード演奏権等及び私的領域におけるデジタル方式の録音録画等に関する調査（文化庁）

3. 国土利用分野

国土利用分野に関しては、国土の総合利用をはじめ、海面・海浜の利用、河川の保全や農村地域等の地域振興等の領域に関する調査研究とともに、社会資本整備に関しても継続的に調査研究を実施してきたが、中でも道路整備の効率化やその波及効果等や官民連携を視野に入れた研究実績を積み重ねている。また、東日本大震災の発生を踏まえ、従来の社会資本整備における評価に関して防災機能面等を重視する取組方や課題整理、老朽化が進む社会インフラの適正な維持・更新に係る評価手法の開発のほか、我が国の成長や地方創生さらに既存住宅ストックの有効活用や住宅団地の再生等を促進する新たな国土施策に関する調査研究を行っている。

令和5年度は、こうした研究基盤に基づき下記の事業に取り組んだ。

- ・より良い社会形成のための社会資本の整備に関する調査研究事業（自主研究）
- ・令和5年度新たな道路政策の実現に向けた技術研究開発の調査業務（国土交通省）
- ・令和5年度無電柱化の推進方策検討業務（国土交通省）
- ・持続可能な暮らしと社会の実現に向けた人々の認識や国土交通分野の取組等に関する調査分析業務（国土交通省）
- ・令和5年度道路政策の質の向上に資する技術研究開発制度の運営支援他業務（国土交通省国土技術政策総合研究所）
- ・令和5年度道路防災対策に関する官民連携手法調査検討業務（国土交通省関東地方整備局東京国道事務所）
- ・秋田管内道路施設利活用調査検討業務（国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所）
- ・小規模市町村及び都道府県の災害時初動対応力向上のための連携訓練の運営業務

(消防庁)

4. 環境・エネルギー分野

環境・エネルギー分野に関しては、二酸化炭素の固定化、廃棄物のリサイクル、省エネ技術、企業のエコ評価等の領域を中心に調査研究を実施してきたが、近年はこれらに加えてエネルギー啓発、エネルギー環境教育等の領域に関する調査研究にも取り組んでいる。

5. 社会分野

社会分野は広範な領域を含んでおり、その時代の趨勢によって調査研究ニーズの変化が大きい分野である。社会運動・生協運動、労働問題、消費者問題等を中心に調査研究を実施してきたが、その後少子高齢社会分野の介護・子育て等の福祉領域に加え、生涯教育、男女共同参画等の国民生活領域に関して継続的な調査研究を実施してきた。近年は、これに加えて、成年後見、虐待防止、子育て支援、障害福祉、生活困窮者支援、住宅確保要配慮者支援、ヤングケアラー等に関する新たな社会的ニーズを背景とする領域、100年人生のあり方に資するジェロントロジー（高齢化社会工学）や地域に住む人々の幸福度の体系的研究、住宅等の老朽化に伴う空き家対策や建替え促進、既存住宅の有効活用など多様なアプローチによる住宅問題等の調査研究にも取り組んでいる。

令和5年度は、こうした研究基盤に基づき下記の事業に取り組んだ。

- ・ジェロントロジーによるまちづくり社会的事業（美馬市）
- ・令和5年度市民の学び合いの場づくり事業（南足柄市）
- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業研修プログラム等作成（厚生労働省）
- ・高齢者施設の非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業（厚生労働省）
- ・日常生活自立支援事業の適正かつ効果的な利用に関する研究事業（厚生労働省）
- ・成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査（厚生労働省）
- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業研修プログラム等作成等予備研修（民間団体）
- ・ヤングケアラー支援強化事業（東京都杉並区）
- ・包括的居住支援の確立及び実現に向けた調査研究（民間団体）
- ・高齢者住まい・生活支援伴走支援事業（厚生労働省）
- ・障害者虐待事案の未然防止のための調査研究（厚生労働省）
- ・高齢者虐待の実態把握等のための調査研究業務（民間団体）
- ・介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究（民間団体）
- ・生活困窮者自立支援制度における人材養成研修の標準カリキュラム等作成・広報事業（民間団体）
- ・「喫煙の愉しみ」研究に係る調査研究の支援業務（民間団体）
- ・「ヤングケアラーに関する文献調査」業務（民間団体）

6. 国際分野

国際分野に関しては、貿易、投資をはじめ経済協力・国際開発、国際交流等の領域を中心に調査研究を実施してきたが、近年はこれらに加えて、経済・貿易連携、地域連携・地域統合、国際連帯税、TPP 問題、都市の交通計画・整備計画等、これらを視野に入れた国際的な連携を基にした調査研究、アドボカシー活動支援に取り組んでいる。

令和5年度は、こうした研究基盤に基づき下記の事業に取り組んだ。

- ・日中ダブルナンバーシャーシの利用促進に向けた調査研究（国土交通省）
- ・低所得国・脆弱国支援のための債務救済キャンペーン・債務再編枠組み確立等に係る推進支援業務（民間団体）

7. 企業経営分野

企業経営分野に関しては、企業の経営分析や経営革新、長期経営戦略・多角化戦略、創業支援さらに企業の社会的責任等の領域を中心に調査研究を実施してきたが、近年では企業活動のグローバル化や Web を活用した新たな事業展開など新たな視点に立った企業経営分析や、中小・零細企業の持続可能性、外国人労働者を含む労働市場が大きく変化する中で、主に医療・介護分野における企業経営の効率化等に資する調査研究やコンサルティング業務に取り組んでいる。

令和5年度は、こうした研究基盤に基づき下記の事業に取り組んだ。

- ・経営創造型未来圏人材養成プログラム（自主研究）
- ・SDGs 研修事業（民間団体）
- ・社会福祉法人リーダー層研修（民間団体）

II. 研修

1. 医療看護・福祉介護分野の従事者向けセミナー

超高齢社会と言われて久しいが、それに伴いがん代表される慢性疾患、認知症、老年期うつなどの精神疾患、ロコモティブシンドローム等にいたる運動器障害まで、様々な健康問題が蔓延している。こうした中で医療・福祉・介護の専門職が果たす役割は益々大きくなっている。

令和5年度も、こうした医療看護・福祉介護分野の従事者のキャリアアップを目的としたセミナー事業を行った。ただ、コロナ禍において対面式セミナーの開催が中止になり、WEB オンラインでセミナーが開講された。「重症心身障害児者に特有の呼吸ケア・人工呼吸管理・日常ケアのポイント」「初級！重症心身障害看護」のテーマで、延べ3講演開催し、受講生総数は99名であった。（公益目的事業）

2. 社会福祉士養成所

急速に進行する我が国の少子高齢時代に対し、福祉に関する専門的能力を有する人

材が強く要請されるようになった。障害を持つ方々の自立した生活を可能にする、質の高い人材が求められることはいまでもなく、弊所はこれまで、ケアの対象者のニーズに応える社会福祉士養成プログラムに基づき、困難な問題を解決しようとする姿勢をもつ、質の高い人材育成を目的に社会福祉士養成所の運営を実施してきた。

本年度は、一般養成課程の 2022 年入学生と短期養成課程 2023 年入学生が修了した。社会福祉士国家試験には 984 名が合格し（一般養成施設では 20 年連続合格者数 No1 である）、開講以来の合格者合計は 10,566 名となった。

現在、社会福祉士一般養成所課程において 2023 年 4 月入学生および 2024 年 4 月入学生が、社会福祉士短期養成課程においては 2024 年 4 月入学生が課程修了及び国家試験合格に向けて学んでいる。

3. 精神保健福祉士養成所

社会福祉士は高齢者、障害者、児童、低所得者など、幅広く相談援助を行う一方、兄弟資格というべき精神保健福祉士は精神に問題を抱えている方の支援に特化された国家資格である。社会福祉士養成所の卒業生を含め強い開設の要望が弊所に寄せられ、精神保健福祉士養成所開設の準備を進めた。令和 6 年 4 月、愛知県庁（厚生労働省より業務移譲）より許可がおり養成が開始された。

現在、精神保健福祉士短期養成課程においては、2024 年 4 月入学生が課程修了及び国家試験合格に向けて学んでいる。